

審査報告

陳情審査報告書

一件 名 陳情第六十一―三号 「非核・平和福生市宣言」制定に関する

陳情書

二 委員会付託月日 昭和六十一年九月三日 (第三回福生市議会定例会)

三 委員会開会月日 昭和六十一年九月五日 午前九時

本委員会に付託された右陳情については、審査の結果、賛成少数で次の理由を付して不採択とすべきものと決定した。

(理由)

すでに世界平和都市宣言及び非核三原則堅持に関する意見書を議決しており、願意は全うされているので十分である。

右のとおり報告いたします。

昭和六十一年九月五日

総務委員会

委員長 井 上 寅 吉

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

審査報告

陳 情 審 査 報 告 書

一 件 名 陳情第六十一―五号 福生市に非核都市宣言を求める陳情書

二 委員会付託月日 昭和六十一年九月三日 (第三回福生市議会定例会)

三 委員会開会月日 昭和六十一年九月五日 午前九時

本委員会に付託された右陳情については、審査の結果、賛成少数で次の理由を付して不採択とすべきものと決定した。

(理由)

すでに世界平和都市宣言及び非核三原則堅持に関する意見書を議決しており、願意は全うされているので十分である。

右のとおり報告いたします。

昭和六十一年九月五日

総務委員会

委員長 井 上 寅 吉

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

審査報告

陳 情 審 査 報 告 書

一 件 名 陳情第六十一―四号 少額貯蓄非課税制度の現行維持を求める

陳情書

二 委員会付託月日 昭和六十一年九月三日 (第三回福生市議会議定例会)

三 委員会開会月日 昭和六十一年九月五日 午前九時

本委員会に付託された右陳情については、審査の結果、採択すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和六十一年九月五日

総務委員会

委員長 井 上 寅 吉

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もお継続して審査を要するものと決定したので、会議規則第七十条の規定により申し出ます。

- 一件 名 議案第五十八号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例
- 二 付託年月日 昭和六十一年九月三日（第三回福生市議会定例会）
- 三 理由 なお、慎重に検討を要するため

昭和六十一年九月五日

厚生委員会

委員長 赤 星 行 人

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もお継続して審査を要するものと決定したので、会議規則第七十条の規定により申し出ます。

- 一件 名 議案第六十六号 市道路線の一部廃止について
- 二、付託年月日 昭和六十一年九月三日（第三回福生市議会定例会）
- 三、理 由 なお、慎重に検討を要するため

昭和六十一年九月四日

建設委員会

委員長 木 村 徳 藏

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もお継続して審査を要するものと決定したので、会議規則第七十条の規定により申し出ます。

- 一件 名 陳情第六十一五号 母子保健法改定に関する陳情書
- 二 付託年月日 昭和六十年十二月十一日（第四回福生市議会定例会）
- 三 理由 なお、慎重に調査研究を要するため

昭和六十一年九月五日

厚生委員会

委員長 赤 星 行 人

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もお継続して審査を要するものと決定したので、会議規則第七十条の規定により申し出ます。

- 一件 名 陳情第六十一一六号 老人保健制度等の改善に関する陳情書
- 二 付託年月日 昭和六十一年九月三日（第三回福生市議会定例会）
- 三 理由 由 なお、慎重に調査研究を要するため

昭和六十一年九月五日

厚生委員会

委員長 赤 星 行 人

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続して審査を要するものと決定したので、会議規則第七十条の規定により申し出ます。

- 一件 名 陳情第六十一一七号 商業地域の住宅化抑止に関する陳情書
- 二 付託年月日 昭和六十一年九月三日（第三回福生市議会定例会）
- 三 理 由 なお、慎重に調査研究を要するため

昭和六十一年九月四日

建設委員会

委員長 木 村 徳 藏

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もお継続して審査を要するものと決定したので、会議規則第七十条の規定により申し出ます。

一件 名 陳情第六十一―八号 東京都立商科短期大学商学科二部の昭島校舎
存置に関する陳情書

二 付託年月日 昭和六十一年九月三日（第三回福生市議会定例会）

三 理由 由 なお、慎重に調査研究を要するため

昭和六十一年九月五日

総務委員会

委員長 井 上 寅 吉

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もお継続して審査を要するものと決定したので、会議規則第七十条の規定により申し出ます。

- 一件 名 陳情第六十一―九号 ワンルームマンション建設反対に関する陳情書
- 二 付託年月日 昭和六十一年九月三日（第三回福生市議会定例会）
- 三 理 由 なお、慎重に調査研究を要するため

昭和六十一年九月四日

建設委員会

委員長 木 村 徳 藏

福生市議会議長

森 田 治 男 殿